

飯綱町農業者等支援補助 一覧

令和4年度

事業名	補助事業内容	対象者	補助率等
元気な農業者育成事業補助金	地域農業の担い手に対し、農業機械、生産施設の整備を行う場合、事業費の一部を町が補助します。	認定農業者 認定新規就農者	3分の1以内 上限30万円
共同利用農業機械導入事業	共同で利用する農業大型機械購入について投資資金の軽減を図り、併せて地域農業の受託組織の促進に繋げるため事業費の一部を町が補助します。	町内に住所を有する農業者5戸以上(うち、認定農業者1戸以上)で組織される団体、または農業法人	3分の1以内 上限150万円
土壌診断事業補助金	地域農業の担い手に対し、土壌診断費用を町が補助します。1人4圃場まで補助します。	認定農業者 認定新規就農者	全額
農業後継者等支援金	農業で生計を立てている農業者の経営を継ぐ意思のある農業後継者に対し就農支援金を交付します。	町内に住所を有する農業後継者	30万円(1回のみ)
	認定農業者の子や孫でかつその経営を継ぐ意思のある者に対し就農支援金を交付します。	町内に住所を有する農業後継者	60万円×2年間
地域奨励作物支援事業	町内の遊休農地の発生を防ぐため、そば、大豆、麦の生産量に応じて、農家へ直接補助を行います。	町内に住所を有する農業従事者	そば 350円/kg 大豆 100円/kg 麦 50円/kg
振興果樹苗木補助金 [JAとの共同]	新わいか栽培、振興果樹の普及に向けて、振興果樹の苗木購入に対し町及びJAが購入費用の一部を補助します。	町内に住所を有する農業従事者	町10分の1以内 JA10分の4以内※
野鼠一斉駆除薬剤費補助 [JAとの共同]	野鼠の一斉駆除を行うため、町及びJAが薬剤の購入費の一部を補助します。	町内に住所を有する農業従事者	町4分の1以内 JA4分の1以内※
廃プラ処理補助 [JAとの共同]	農業用廃プラスチック類の回収処理料の一部を町及びJAが補助します。	町内に住所を有する農業従事者	町3分の1以内 JA3分の1以内※
鳥害等防止対策補助事業	爆音機に代わる鳥害等防止機、防止網の購入費の一部を町が補助します。	町内に住所を有し農業に従事する個人及び法人	3分の2以内 上限2万円
電気柵設置補助事業	電気柵の購入費の一部を町が補助します。	町内において農作物を耕作する個人及び法人	3分の2以内 上限5万円
有害鳥獣捕獲報奨金	狩猟期間中に町民が捕獲したイノシシ等について捕獲報奨金を支給します。	飯綱町に住居登録されている者	イノシシ、ニホンジカ1頭当たり 20,000円 その他(タヌキ等) 1頭当たり1,000円
フェロモン資材補助 [JAとの共同]	減農薬を進めるためフェロモン資材の購入費の一部を町及びJAが補助します。	町内に住所を有する農業従事者	町10分の1または 2以内 JA3分の1以内※
国際水準GAP認証取得事業補助金	町内産農畜産物の販路拡大や農業人材の育成等を図るため、国際水準の農業生産工程管理(国際水準GAP)の認証取得等に係る経費の一部を補助します。	町内に住所を有する農業経営体	2分の1以内 上限30万円
特産品開発支援事業	特産品開発・改良事業補助金制度により、特産品の改良、新たな特産品開発の支援を行います。	町内に住所を有し、特産品の開発等に取り組む個人又は団体	4分の3以内 上限20万円
支障木伐採補助事業	地域の安全確保、町民の生活環境の改善を図るため、第三者の財産に被害を及ぼす、又は及ぼす恐れがある樹木の処理に係る経費の一部を補助します。	支障木が存する土地を所有、または管理する個人、法人等	2分の1以内 上限10万円
農業研修者住居費補助	町内の里親農業者のもとで農業研修を受けようとする者に対し家賃の一部を補助します。	町内に住所を有し、里親農業者のもとで研修を受ける者	2分の1以内 上限3万円
ワイン用ぶどう苗木補助	ワイン用ぶどうの普及に向けて、苗木購入に対し購入費用の一部を補助します。	認定農業者 認定新規就農者	3分の1以内 上限30万円
農業資金利子補給	町内金融機関にて短期的農業資金の融資を受ける者に対し、農業資金の利子を補給します。	町内に住所を有する農業従事者及び農業資金が500万円以下の借入者	利子1.0%以内
農業体験宿泊費補助	飯綱町にて農業体験を行うものに対し、宿泊費用の一部を補助します。	町外に住所を有するワーキングホリデー参加者	3分の1以内 上限3千円
小規模農業用施設(ビニールハウス)整備事業補助金	直売所出荷を目的とした、野菜生産のためのビニールハウス整備を行う場合、事業費の一部を町が補助します。	町内に住所を有する農業従事者	2分の1以内 上限20万円
荒廃農地利活用促進交付金	貸借権の設定又は所有権の移転により、永年性作物又は奨励作物を耕作することを目的として、荒廃農地を再生させる事業費の一部を町が補助します。	40a以上耕作をする農業者 3年目までの認定新規就農者	2分の1以内 上限: 3年以上不耕作の農地20万円/10a それ以外の農地10万円/10a

※JAの補助率は変動する場合がありますので、詳細は北部営農経済センター(253-2238)へお問合せ下さい。